

自転車をお乗りになる方へ

交通傷害型

ご案内

タフ・ケガの保険「自転車プラン」



(注)タフ・ケガの保険は、満70才未満の方へ加入していただける保険です。

自転車事故によるケガ、賠償事故の一例

自転車走行中、路肩に乗り上げる際に転倒・・・



自転車で走行中、道路から自転車通行許可の歩道に乗り上げる際、路肩でバランスを崩し転倒してしまい、腰椎を骨折してしまいました。

入院:27日
通院:1日
後遺障害等級第11級認定

(注)当社傷害保険契約の事故事例より

通勤・通学、買い物など、お出かけになにかと便利な自転車。でも、自転車の運転は危険ととなり合わせ。実際に事故にあうと大変です。

自転車に乗っていて人と衝突してしまった・・・



男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

〈神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決〉

賠償額:9,521万円

(注)一般社団法人日本損害保険協会発行「知っていますか?自転車の事故」より



タフ・ケガの保険「自転車プラン」なら

補償の概要

交通事故による「ケガ」を補償!

自転車事故をはじめ、国内外を問わず、交通事故による「ケガ」を補償します。

- 「ケガ」により、お亡くなりになったり、約款所定の後遺障害が発生した場合に補償します(死亡・後遺障害保険金)。
- 「ケガ」により医師の治療を受けた場合、治療日数とケガの部位・症状に応じて保険金を一時金でお支払いします。ケガの部位・症状が確定されれば、治療中であっても保険金をお受け取りいただけます(部位・症状別保険金)。

【部位・症状別保険金 お支払例(保険金額5,000円の場合)】

事故の内容:自転車運転中に転倒し足を骨折した。
(入院治療・通院治療合計30日)

保険金:5,000円×65(保険金支払倍率)=325,000円

損害賠償責任や法律相談費用も補償!

- 自転車事故など偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します(個人賠償責任危険保険金)。
また、日本国内において発生した事故に限り、示談交渉サービスのご利用が可能です。
 - 日本国内の事故によるケガなどの被害について、損害賠償請求を弁護士に委任した場合(弁護士費用等保険金)や弁護士に法律相談を行った時の費用(法律相談費用保険金)を補償します。
- (注)詳細は、裏面「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

プラン例と保険料

■補償項目(保険金額)

保険期間:1年

契約パターン		プラン例Ⅰ	プラン例Ⅱ	プラン例Ⅲ	
補償項目(保険金額)	死亡・後遺障害	150万円	300万円	300万円	
	部位・症状別	3,000円	5,000円	10,000円	
	個人賠償責任(免責金額:0円)	1億円			
	弁護士費用等	300万円			
	法律相談費用	5万円			
保険料	本人型	契約パターン	プラン例Ⅰ-①	プラン例Ⅱ-①	プラン例Ⅲ-①
		一時払	7,640円	10,170円	14,620円
		12回払	670円	890円	1,280円
	夫婦型(本人+配偶者)	契約パターン	プラン例Ⅰ-②	プラン例Ⅱ-②	プラン例Ⅲ-②
		一時払	9,080円	12,720円	18,820円
	12回払	800円	1,110円	1,650円	
家族型(本人+配偶者+親族)	契約パターン	プラン例Ⅰ-③	プラン例Ⅱ-③	プラン例Ⅲ-③	
	一時払	11,030円	16,230円	24,280円	
	12回払	970円	1,420円	2,130円	

(注)「死亡・後遺障害保険金額」「部位・症状別保険金額」は本人・配偶者・親族とも同じ保険金額となります。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

1. 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

(注1) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
 (注2) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注) 保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	① 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者（本人型のみ）、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車（以下「自転車」といいます）を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%) (注) 保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	② 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など
部位・症状別保険金（部位・症状別保険金補償特約）	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を要した場合	① 治療日数の合計が5日以上の場合 部位・症状別保険金額 × 約款所定の部位・症状別保険金支払倍率（*） (5倍~120倍) （*） 同一事故により被ったケガの部位または症状が、約款所定の支払倍率の複数の項目に該当する場合は、そのうち最も高い支払倍率を乗じます。 ② 治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別保険金額 (注) 「治療日数」とは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、ケガの治療のため入院または通院した日数をいいます。	③ 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・船舶に搭乗することを職務（養成所の職員・生徒である場合を含みます）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ・被保険者が職務として交通乗用具への荷物などの積み込み作業、積み卸し作業、整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 など

※1 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは、通院に含みません。 ※2 テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットの特約により、保険金お支払いの対象となります。
 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

2. セットされる特約とその概要

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
 (注) 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

特約の名称	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用） ※4	■個人賠償責任危険補償特約 被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者本人の居住する住宅（敷地内の不動産および不動産を含みます）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 (注) 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。 日本国内において発生した事故により損害賠償の請求を受けた場合、当社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任危険補償特約の賠償金額を超え、被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒んだ場合または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、当社による示談交渉はできません。	① 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※5 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など ② 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者の職務の用に供される不動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族※6に対する損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など
弁護士費用等補償特約 ※4	■弁護士費用等補償特約 日本国内において偶然な事故により被保険者に次の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその損害賠償請求を弁護士に委任した場合に、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体のケガ ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用不動産の損壊 ■法律相談費用保険金 日本国内において偶然な事故により被保険者に次の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその法律相談を弁護士に行った場合に、その法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体のケガ ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用不動産の損壊	次のいずれかによって発生した被害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者相互間の事故 ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※5 など

※4 この特約における被保険者の範囲は、個人型、夫婦型、家族型にかかわらず次のとおりです。

・本人 ・本人の配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子

(注) 個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）において、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

※5 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※6 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

●このチラシは「タフ・ケガの保険〔自転車プラン〕」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・ケガの保険パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

●「タフ・ケガの保険」はパーソナル総合傷害保険のペットネームです。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

(カスタマーセンター) TEL:0120-101-101 (無料)

電話受付時間 平日:9:00~19:00 土・日・祝日:9:00~17:00

(年末年始は休業させていただきます)

http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(160425T) (2016年5月承認) GB16D010056